

平成 23 年度環境保全経費の見積りの方針の調整の基本方針

平成 22 年 8 月
環境省総合環境政策局

地球温暖化の急速な進行は、気候、人間の生活環境及び社会経済活動、生物の生息環境など多方面にわたって顕著な悪影響を生じさせている。これらの悪影響は人間活動の及ぼす環境負荷が原因であることが強く認識されている。全地球的な気候変動により、地球の生態系全体のバランスが崩れ、人間のみならず地球上のあらゆる生物の生存基盤が脅かされる地球の危機を迎えている。現に、安全な水の供給、食料生産量の確保、貧困問題の解消、生物多様性の保全などはますます重要な課題となっている。一方で、人口増加や経済成長は今後も続く。地球の危機という課題の解決に向けて更に真剣な取組が必要である。

2009 年 9 月、鳩山内閣総理大臣（当時）は国連気候変動首脳会合において、温室効果ガス排出量を 2020 年までに 1990 年比で言えば 25%削減することを目指すと発表した。また、2009 年 12 月、デンマークのコペンハーゲンで開催された気候変動枠組条約第 15 回締約国会議（COP15）では、「附属書 I 国（先進国）は 2020 年の削減目標を、非附属書 I 国（途上国）は削減行動を条約事務局に届け出て実施する。」という内容を含むコペンハーゲン合意が取りまとめられ、「合意に留意する」ことが決定された。わが国も 2010 年 1 月末、同合意の賛同の意志と「すべての主要国による公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提として、温室効果ガスを 2020 年までに 1990 年比で 25%削減する」との目標を提出している。

これらを受け、わが国としては、世界に先駆けて低炭素社会を構築するとともに、日本の有する最先端の環境・エネルギー技術等を活用して世界全体での温室効果ガス排出量の大幅な削減に貢献する必要がある。

一方で、わが国においては、平成 20 年度における温室効果ガスの総排出量は、京都議定書の規定による基準年比（1990 年比）で 1.6%上回っている。京都議定書の 6%削減目標を達成するためには、「京都議定書目標達成計画（平成 17 年 4 月 28 日閣議決定、同 20 年 3 月 28 日全部改定）」に基づき、京都議定書第一約束期間の 2008 年から 2012 年の間に目標を確実に達成するため、取組を加速させることが不可欠になっている。

平成 22 年 3 月には、わが国の地球温暖化対策の基本的な方向性を明らかにするために、地球温暖化対策基本法案を閣議決定した。また、1990 年比で 2020 年までに 25%、2050 年までに 80%削減を実現するための絵姿及び経済効果を提示するため、平成 22 年 3 月 31 日に「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ（環境大臣試案）」を発表した。

これらの状況に鑑み、すべての国民が力を合わせて「地球と日本の環境」を守り、未来に引き継いでいくためのチャレンジ 25 を推進する国民運動「チャレンジ 25 キャンペーン」等をはじめとする地球温暖化対策の取組の更なる展開が求められる。

循環型社会の形成については、平成 20 年 3 月に第 2 次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定された。同計画においては、循環型社会・低炭素社会・自然共生社会を統合した政策展開や地域循環圏の構築などに国が取り組むこととされ、第 2 回点検結果について、平成 22 年 3 月に閣議報告され、これを踏まえた施策の展開が必要とされる。

自然共生社会の構築については、平成 22 年 3 月に生物多様性国家戦略 2010 が閣議決定された。同戦略では、平成 19 年に策定した「第三次生物多様性国家戦略」の構成や計画期間等を引き継ぎつつ、新たに、①中長期目標（2050 年）と短期目標（2020 年）を設定するとともに、②国際生物多様性年である本年 10 月に名古屋市で開催される生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）を踏まえた国際的な取組の充実、③COP10 を契機とした国内施策の充実・強化を図っていくこととされており、これらを踏まえた施策をより一層進める必要がある。

このように、さまざまな分野において環境保全の必要性が増し、取組が進められている中、平成 20 年後半以降の世界の同時不況を乗り越える鍵を環境対策に求め、環境対策を通じた需要と雇用の創出により経済活性化を図る動きが世界的に広がっている。わが国でも、「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）で戦略分野の一つとして、「グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略」が位置付けられ、「50 兆円超の環境関連新規市場」「140 万人の環境分野の新規雇用」「日本の民間ベースの技術を活かした世界の温室効果ガス削減量を 13 億トン以上とすることを目標とする」ことが、2020 年までに達成すべき目標とされた。

以上のように環境保全や環境・経済・社会の統合的向上に向けた取組がますます重要性を高めている状況を踏まえ、平成 23 年度の環境保全経費の概算要求に際しては、以下の点に留意して環境保全施策の効果的な展開が図られるよう努めることとする。

1 環境保全施策の推進の考え方

- ・関係府省においては第 3 次環境基本計画（平成 18 年 4 月閣議決定）の第 2 部第 2 章「環境保全施策の体系」に示された国内における各分野に係る各種施策や国際的取組に沿って施策の整理を行うこととする。
- ・関係府省においては、民間での環境保全に係る取組等との連携の可能性も踏まえつつ、環境保全施策の効率的、効果的な推進が図られるよう、施策の組み合わせなどに配慮することとする。
- ・関係府省においては、環境保全上の効果及び緊急性を踏まえ、第 3 次環境基本計画に沿った各分野にかかる施策について十分な予算を確保する。また、これに加えて、新成長戦略を踏まえ、環境・経済・社会が相互に高め合う社会システムの構築のため、低炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策をはじめとするグリーン・イノベーションの促進等のための経費について、より充実した確保に努めることとする。

2 環境保全施策として重点的な予算措置が必要な施策

（1）環境基本計画の「重点分野政策プログラム」に係る施策

第 3 次環境基本計画における各施策の中でも、特に、第 2 部第 1 章において「重点分野政策プログラム」として示された事項（下記 3 参照）に係る施策は、国民のニーズや対応

の緊急性、今後の環境政策の展開の方向に沿った環境施策全般の効果的実施の必要性等の観点から見て、推進を図る必要性が高い分野であり、重点的な展開が図られるよう努めることとする。

なお、第3次環境基本計画は、中央環境審議会が同計画の目標・指標を活用しつつ施策の進捗状況を点検することとなっている。平成21年12月に第3回点検結果が報告されており、その中で提言されている事項の具体化にも配慮することとする。

(2) 低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築に係る施策

低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築について、それぞれ以下の計画等が決定されており、関係府省においてこれらの実施のため、必要な予算の確保に努めることとする。

- ・京都議定書目標達成計画（平成17年4月28日閣議決定、同20年3月28日全部改定）
- ・環境エネルギー技術革新計画（平成20年5月19日総合科学技術会議本会議決定）
- ・低炭素社会づくり行動計画（平成20年7月29日閣議決定）
- ・第2次循環型社会形成推進基本計画（平成20年3月25日閣議決定）
- ・生物多様性国家戦略2010（平成22年3月16日閣議決定）

3 上記2の(1)及び(2)に係る施策を環境基本計画の「重点分野政策プログラム」の分野に沿って整理し例示すると以下のとおりである。

(事象別の分野)

① 地球温暖化問題に対する取組

- ・省エネ機器やエコ住宅等の省エネ・省CO₂対策の推進、再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等）の導入加速化、森林吸収源対策、京都メカニズムの活用等による京都議定書の6%削減約束の確実な達成
- ・持続可能な地域・都市構造や交通システムづくり、中長期目標の達成方策の立案・実施等によるさらなる長期的、継続的な排出削減等
- ・避けられない地球温暖化による影響への適応策

② 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組

- ・資源消費の少ない、エネルギー効率の高い社会経済システムづくり
- ・「もったいない」の精神も活かした循環の取組の促進とパートナーシップによるその加速化
- ・ものづくりの段階での3Rの内部化
- ・廃棄物等の適正な循環的利用と処分のためのシステムの高度化

③ 都市における良好な大気環境の確保に関する取組

- ・健康で快適な都市の生活環境を確保するため、良好な大気環境を確保
- ・環境負荷の小さい事業活動・生活様式の変革
- ・環境的に持続可能な都市・交通システムの構築
- ・大気汚染物質の排出削減等

④ 環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組

- ・ 水質、水量、水生生物、水辺地を含む水環境等の保全と持続可能な利用、身近な水とのふれあいを通じた豊かな地域づくり
- ・ 利水・治水と整合した流域ごとの計画策定
- ・ 流域全体で、貯留浸透・涵養能力の保全・向上
- ・ 取組を国際的に発信、世界の水問題解決に貢献
- ・ 閉鎖性水域における環境改善のため、流域全体を視野に入れた総合的、重点的な施策の推進

⑤ 化学物質の環境リスクの低減に向けた取組

- ・ 全ての化学物質の有害性・ばく露に関する情報を収集し、小児など感受性の高い集団への影響も含めた科学的・中立的なリスク評価を推進
- ・ ライフサイクルにわたる環境リスクの低減や予防的な取組方法の観点に立った効果的、効率的かつ包括的なリスク管理
- ・ リスクコミュニケーション推進による環境リスクに関する国民の理解と信頼の向上
- ・ 国際的協調下での責務の履行と経験を活かした積極的国際貢献

⑥ 生物多様性の保全のための取組

- ・ 各種の保護地域を中核とした国土レベル・地域レベルでの生態系ネットワークの形成
- ・ 自然環境データの収集・整備・提供
- ・ 野生動植物の保護管理、外来生物対策の充実
- ・ 多様な主体が里地里山地域等を管理し、自然資源を持続的に利用する取組の促進
- ・ 国際的枠組みへの参加等を通じた地球規模の生物多様性の保全
- ・ COP10 の成果を踏まえた、国内外の取組のより一層の推進、関係省庁や地元との連携強化、多様な主体への参画の呼びかけ

(事象横断的な分野)

⑦ 市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり

- ・ 商品・サービスの環境に関する情報の提供、企業の環境への取組についての情報開示の促進
- ・ 経済的手法の検討
- ・ 環境マネジメントシステム等環境保全に取り組む能力の向上
- ・ 環境投資等 S R I の拡大
- ・ グリーン購入をはじめとする政府調達取組の推進
- ・ 国際市場を視野に入れた取組

⑧ 環境保全の人づくり・地域づくりの推進

- ・ 地域コミュニティの活動と一体となった環境教育・学習推進等による環境保全のために行動する人づくり
- ・ コミュニティ・ビジネス等持続的な取組促進等による環境保全の組織、ネットワークづくり

- ・新成長戦略に位置付けられた「環境未来都市」や低炭素社会の先行事例として選定された「環境モデル都市」に対する支援や優れた事例の全国展開をはじめ、地域活性化と一体となった活動促進等により、それぞれの持つ資源や特長を活かした地域づくり

⑨ **長期的な視野を持った科学技術、環境情報、政策手法等の基盤の整備**

- ・技術パッケージや社会経済システムの全体最適化による技術力の向上や技術の社会実装に向けた、環境分野の研究・開発を重点的に推進
- ・環境情報戦略に基づき、環境への取組に必要な情報が誰にでも容易に入手できる基盤の整備
- ・戦略的環境アセスメント等行政施策における環境配慮のための手法の確立・推進

⑩ **国際的枠組みやルール形成等の国際的取組の推進**

- ・地球規模、地域的及び二国間の各レベルでの環境に関する枠組みづくりやルール形成等への主導的な貢献
- ・東アジア地域を中心とする環境・エネルギー協力等により、地球環境の保全と持続可能な開発を考えた環境管理の有効な仕組みを普及
- ・開発途上地域の環境保全のための支援、国際環境研究の推進
- ・多様な主体との連携の確保と情報、人材等の基盤整備
- ・アジアにおける我が国の廃棄物処理システムの構築や静脈産業メジャーの海外展開

4 **その他の環境保全に係る施策等**

上記のほか、政府においては、以下の計画等により今後の環境保全に関する考え方や施策が示されており、関係府省においては、これらを踏まえつつ、必要な予算の確保に努めることとする。

- ・わが国における「国連持続可能な開発のための教育の10年」実施計画（平成18年3月30日「国連持続可能な開発のための教育の10年」関係省庁連絡会議決定）
- ・バイオマス・ニッポン総合戦略（平成18年3月31日閣議決定）
- ・長期戦略指針「イノベーション25」（平成19年6月1日閣議決定）
- ・規制改革推進のための3か年計画（平成19年6月22日閣議決定、平成21年3月31日再改定）
- ・科学技術基本政策策定の基本方針（平成22年6月16日 総合科学技術会議基本政策専門調査会決定）
- ・エネルギー基本計画（平成22年6月18日閣議決定）
- ・平成23年度科学技術重要施策アクション・プラン（平成22年7月8日総合科学技術会議決定）